

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

ページ	3—2
-----	-----

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する 業績指標 23 都市域における水と緑の公的空間(制度等により持続性が担保されている自然的環境)確保量
	政策の達成目標	都市域における水と緑の公的空間(制度等により持続性が担保されている自然的環境)確保量
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	都市域における水と緑の公的空間(制度等により持続性が担保されている自然的環境)確保量 (令和2年度: 14.1 m ² /人)
政策目標の達成状況	都市域における水と緑の公的空間(制度等により持続性が担保されている自然的環境)確保量 (平成28年度: 13.3 m ² /人)	
有効性	要望の措置の適用見込み	毎年10箇所を指定。指定面積については以下のとおり。 特定市: 4ha(うち農地面積 2ha) 一般市: 6ha(うち農地面積 5.4ha)
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置により、三大都市圏特定市だけでなく、一般市における農と住の調和したまちづくりが促進され、もってコンパクトシティの実現と良好で緑豊かな都市環境の形成が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	農と住の調和したまちづくりの推進のための特例措置の創設(国税)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	都市農業振興基本計画及び都市計画基本問題小委員会中間とりまとめを踏まえ、都市農地の保全による農と住の調和したまちづくりの推進を進めるためには、地方公共団体による取り組みが不可欠である。地区計画は797市町村7,375地区(平成29年度3月時点)で活用されている制度であり運用になじみがある制度であり、市街地の状況に応じてきめ細やかに活用することができることから、本要望により農と住の調和したまちづくりを一層推進することが可能となる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>平成 28 年度：都市農業振興基本法の制定を受けた都市農地・緑地に係る所要の措置</p> <p>平成 29 年度：生産緑地地区の要件緩和に伴う特例措置の拡充</p> <p>平成 30 年度：都市農地の保全のための制度充実に伴う所要の措置</p>